

彦根市役所の組織が一部変わります

困 人事課

新たな行政課題に適切に対応し、効率的な行政運営を行うため、4月1日(土)から組織を一部変更します。

【設置】

▼子ども未来部

次代を担う子ども・若者が健やかに成長し、自立できる社会の実現を目指し、乳幼児期からの教育・保育と地域の子ども・子育て支援を総合的に推進します。意思決定の迅速化と効率的な組織運営のため、「子ども未来部」を設置します。

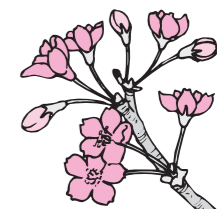
福祉保健部から子ども・若者課、子育て支援課、幼児課(市立保育所、認定こども園、幼稚園を含む)、発達支援室、子ども療育センターを移管します。

▼地域経営・地方創生推進室

地域経営、地方創生、公共施設等総合管理計画事業を一体的な取り組みにするため、企画課内の地域経営推進室と秘書政策課内の地方創生推進室を統合し、企画課内に「地域経営・地方創生推進室」を設置します。

▼技術管理室

▼薬品情報課・薬務課



公共工事の品質確保や事務のIT化を促進し、建設系事務の正確性と効率性を高めるため、建設管理課内に「技術管理室」を設置します。

▼新市民体育センター整備推進室

新市民体育センター整備の業務を効率的に行うため、教育委員会事務局教育部内に「新市民体育センター整備推進室」を設置します。

お問い合わせ先 困 人事課 ☎ 30・6106番、FAX 22・1398番

市立病院の組織

【設置】

▼医療技術局

医療技術部門の充実と体制強化のため、「医療技術局」を設置し、診療局から放射線科、リハビリテーション科、臨床工学科、臨床検査科、栄養科を移管します。

コンビニ交付サービスの一時停止

困 市民課

システムメンテナンスのため、次のとおり証明書のコンビニ交付サービスを一時停止します。

▼4月18日(火)～同19日(水)の終日

お問い合わせ先 困 市民課 ☎ 30・6111番、FAX 22・1398番

マイナンバーカード交付 休日開庁日

困 市民課

マイナンバーカードを交付するため、次の日程で休日開庁を行います。

▼開庁日 4月30日、5月28日、6月25日、7月30日、いずれも日曜日の午前8時30分～正午(受付:8時30分～11時30分)

お問い合わせ先 困 市民課 ☎ 30・6111番、FAX 22・1398番

心身障害者の社会参加のためにタクシー運賃・自動車燃料費を助成

困 障害福祉課

重度の障害のある人の積極的な社会参加を促進するため、タクシー運賃または自動車燃料費の助成券を交付します。交付を受けるためには申請が必要で、

タクシー運賃の助成額

年額1万2千円(500円×24枚)

※平成29年度から、1回の乗車につき助成券が2枚(千円分)まで利用できます。

自動車燃料費の助成額

前期分(4月～9月分) 3千円(300円×10枚)

後期分(10月～3月分) 3千円(300円×10枚)

対象

次の①～③のいずれかに該当し、障害者支援施設、児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設に入所していない人で、市民税所得割額(平成28年度課税)が16万円未満の人

①身体障害者手帳1級または2級が交付されている人で、次のいずれかの障害のある人

▼肢体不自由障害のうち下肢障害、体幹機能障害ま

多様化する薬剤業務に的確に対応するため、薬剤部内の薬剤科を「薬品情報課」と「薬務課」の2課体制とする。これにより、薬剤部門の充実と体制強化を図ります。

また、事務局内の経営戦略室を院長直下の組織に位置付け、経営改善をさらに推進します。

お問い合わせ先 職員課 ☎ 22・6050番(内線3520番)、FAX 26・0754番

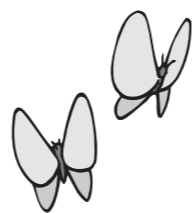
安心して就学するための就学援助制度

困 学校教育課

経済的な理由で、子どもの就学に必要な経費を負担することが困難な保護者に、学用品費、学校給食費などの一部を援助します。

対象 彦根市に住民登録があり、小・中学校に在学する子どもがいる人で、次のいずれかに該当する人

▼市民税が非課税または減免を受けている人
▼児童扶養手当(児童手当)ではありません(を受給している人)
▼生活保護が停止または廃止になった人



たは移動機能障害

▼視覚障害

▼内部障害(免疫機能障害を含む)

②療育手帳A1またはA2が交付されている人

③精神障害者保健福祉手帳1級または2級が交付されている人

※自動車燃料費の助成は、本人または本人と生計が同じである家族が、自動車を所有し運転する場合に限りあります。

受付開始日 4月3日(月)

持ち物

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、印鑑
※自動車燃料費の助成には、自動車のナンバーを確認しますので、車検証を持ってきてください。

※平成29年度から郵送での交付が受けやすくなります。詳しくはお問い合わせください。

申請・問い合わせ先 困 障害福祉課 ☎ 27・9981番、FAX 26・1767番

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請受付をしています

支給対象者 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象の人(※)

支給額 1人 15,000円

申請期限 7月31日(月)

※平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者は、平成28年度分市民税(均等割)が課税されていない人。(課税されている人の扶養親族などや生活保護制度の被保護者を除く)



▲カクニンジャ

問い合わせ先 困臨時給付金支給室(木曜日は19:00まで 4月の土曜日のみ9:00～12:00) ☎ 0120-1528-90、FAX 22-1398

必要書類	①本人確認書類(支給対象者全員分) 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(写真付)、マイナンバーカード(通知カードは不可)、健康保険証などのコピー ※有効期限内のもの
	●支給対象者が外国人住民の場合 在留カード、特別永住者証明書のコピー ※申請時に在留期間が満了していないか確認してください。
	②口座確認書類 金融機関名、店名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードのコピー

※窓口で申請する場合は、本人確認ができる書類を持参してください。



▼困教育委員会が就学援助費の支給が必要と認める人
給付内容 学用品費、学校給食費、修学旅行費など
手続方法 各小・中学校または困教育委員会(市民会館2階)にある所定の申請書に必要事項を書いて、子どもが在学している学校に提出してください。
※平成29年1月1日現在の住所が他市町村の場合は、所得を証明する書類(平成29年度課税証明書などで前年の所得が記載されているもの)の添付が必要です。
※申請は、年度途中でも受け付けますが、援助は認定日以降の月額になります。
※申請日(学校に申請書を提出した日)がその月の16日から月の末日までの間にあったときは、翌月からの給付になります。

問い合わせ先 困教育委員会 学校教育課 ☎ 24・7973番、FAX 23・9190番

〈 告 欄 〉

総合住宅リフォーム 住まいのことなら何でもおまかせ!!

募集 テレホンアポイント ※詳細は面談にて(履歴書持参)。まずはお気軽にお電話ください。

月曜日～金曜日 1日4時間以上 勤務時間 ①10:00～15:00 ②10:00～16:00 ③13:00～17:00 ④10:00～17:00 月～金のフルタイム ※12:00～13:00は休み(勤務時間外)

週3日以上勤務出来る方 時給 1,000円～1,200円

【本社】滋賀県彦根市和田町41-11 【支店】近江八幡市十王町339-6-102 ☎ 0120-272-852

⚠ 「臨時福祉給付金」を装う振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください